

沖縄県建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する取扱要綱

(平成 28 年 3 月 31 日制定)

[最終改正] 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、沖縄県知事（以下「知事」という。）が行う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 法第29条第 1 項又は法第31条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「計画認定申請者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）第20条第 1 項又は第26条に規定する申請書及び添付図書を知事に提出するものとする。

2 計画認定申請者は、法第30条第 2 項の規定による申し出を行う場合は、前項に定める認定申請書に併せて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項に規定する確認の申請書の正本及び副本各 1 通（当該申し出があった建築物が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定の対象となる建築物である場合は副本 2 通）を知事に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定における評価機関等による技術的審査)

第 3 条 計画認定申請者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第 1 項第一号から第三号に規定する基準（以下「計画認定基準」という。）に適合していることについて、非住宅部分にあっては法第14条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅部分にあっては住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「評価機関等」という。）による技術的審査を受けることができる。

2 評価機関等は、前項の技術的審査の結果、建築物エネルギー消費性能向上計画が計画認定基準に適合すると認めた場合にあっては、適合していることを証する書類を計画認定申請者に交付するものとする。

3 次の書類の交付を受けた計画認定申請者は、第 1 項の規定による技術的審査を受けたものとみなす。

品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級 4、等級 5 又は等級 6 及び一次エネルギー消費量等級 6 に適合している場合に限る。なお、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級 4、等級 5 又は等級 6 に適合していることとする。）

(知事が必要と認める図書)

第 4 条 省令第20条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、第 3 条第 1 項の規定による評価機関等の技術的審査を受けた場合（同条第 3 項の規定により技術的審査を

受けたものとみなす場合を含む。) にあつては、同条第2項又は第3項の規定による書類を提示したうえで、当該書類の写しとする。

(構造計算適合性判定に準じた審査の実施等)

第5条 法第30条第2項の規定による申し出があつた場合、当該申し出があつた建築物が建築基準法第20条第1項第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、知事は、建築基準法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする。

2 知事は、前項の審査を行う場合は、当該審査を建築基準法第77条の35の8第1項により知事が委任した構造計算適合性判定機関に委託して行うものとする。

(認定しない旨の通知)

第6条 知事は、計画認定基準に適合しないと認めた場合又は法第30条第4項において準用する建築基準法第18条第15項の規定による適合しない旨の通知書の交付を受けた場合は、認定しない旨の通知書(第1号様式)により計画認定申請者へ通知するものとする。

2 知事は、適合認定基準に適合しないと認めた場合は、認定しない旨の通知書(第1号様式)により適合認定申請者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 計画認定申請者は、認定申請を取り下げようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(変更認定申請)

第8条 第2条第2項、第3条及び第4条第1項並びに第5条から前条までの規定は、法第31条第1項の規定による計画の変更認定の申請(以下「変更認定申請」という。)について準用する。

2 変更認定申請をしようとする者は、省令第26条に規定する申請書及び添付図書に、省令第24条第1項の規定による認定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更届)

第9条 法第30条第1項の規定による計画の認定を受けた者(以下「計画認定建築主」という。)は、認定を受けた計画(以下「認定計画」という。)の変更(省令第25条の規定による軽微な変更に限る。)をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、当該変更に係る図書を添えた建築物エネルギー消費性能向上計画変更届(第3号様式)2通を知事に提出しなければならない。

(建築等の取りやめ)

第10条 計画認定建築主は、認定計画に係る建築物の建築等を取りやめようとする場合、建築物エネルギー消費性能向上計画取りやめ届(第4号様式)正本及び副本各1通を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出には、省令第24条第1項の規定による認定通知書を添付するものとする。

(計画認定建築主変更届)

第11条 次に掲げる者は、計画認定建築主変更届（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

- (1) 計画認定建築主の一般承継人
- (2) 計画認定建築主から、認定計画に係る建築物の所有権その他建築及び維持保全に必要な権限を取得した者
(報告の徴収)

第12条 知事は、法第32条の規定による報告の徴収は、次条に定めるものを除き、報告を求める旨の通知書（第6号様式）により行うものとする。

- 2 計画認定建築主は、前項により知事から報告を求められた場合、認定計画に係る建築物状況報告書（第7号様式）を知事に提出するものとする。
(建築工事完了報告書)

第13条 計画認定建築主は、認定計画に係る建築物の工事を完了したときは、認定計画に係る建築物工事完了報告書（第8号様式）に次の各号に定める図書を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 次のいずれかに掲げる図書

ア 工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。）の写し

イ 建設住宅性能評価書（品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）の写し

ウ その他工事の完了を確認することができる書面で知事が適当と認めるもの

- (2) 建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第7条5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
(改善命令)

第14条 知事は、法第33条の規定による改善命令は、改善命令書（第9号様式）により行うものとする。

(認定の取消し)

第15条 知事は、法第34条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しは、認定取消通知書（第10号様式）により行うものとする。

(その他)

第16条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。